

大和市告示第63号

大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が主体的に関わる持続可能な地域コミュニティ活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ活動 地域住民の交流、福祉、防災、防犯、交通安全、環境美化その他の地域において地域のために行われる全ての活動をいう。
- (2) 自治会 町又は字の区域その他本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会地区連合会を除く。）であって、大和市自治会連絡協議会（以下「自治連」という。）に加入しているものをいう。
- (3) 自治会館等集会施設 自治会又は自治会のみで構成される団体が所有し、又は賃借し、及び管理運営を行い、自治会の活動のために使用する集会施設をいう。
- (4) 自治会掲示板 自治会が所有し、維持管理を行い、地域住民への広報手段としてポスター、文書等を掲示するために設置している工作物をいう。
- (5) 青色防犯パトロール 青色回転灯を装備した車両を使用して防犯パトロールを行うことを神奈川県警察本部長から認められた団体が、青色回転灯を装備した車両で巡回して行う自主防犯パトロールをいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自治連を運営する事業
- (2) 自治会館等集会施設の新築、増築、改築、改修、改装、修繕、耐震診断、耐震改修工事、土地賃借、建物賃借等の費用を、当該自治会館等集会施設の所有者又は賃借人に対し、この要綱による補助金を財源とした補助（以下「間接補助」という。）を行う事業（新築、増築、改築、改修、改装、修繕、耐震診断又は耐震改修工事の費用にあつては、自治会又は自治会のみで構

成される団体が所有する自治会館等集会施設に限る。)

- (3) 自治会掲示板の新設、撤去、建替、移設、修繕等を行う事業
- (4) 青色防犯パトロールを行う自治会又は自治会のみで構成される団体に対し、当該青色防犯パトロールに必要な経費の間接補助を行う事業
- (5) 当該自治会に加入する世帯の数に応じ、当該自治会に対し、自治会の運営に必要な経費の間接補助を行う事業
- (6) 当該自治会の区域内の人口に応じ、当該自治会に対し、自治会の地域コミュニティ活動に必要な経費の間接補助を行う事業
- (7) 地域住民の交流を促進し、地域を活性化させる特色ある事業又は地域コミュニティが行う持続可能な地域コミュニティづくりを目的とした事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するもの（これらに対して行う間接補助を含む。）は、同項第2号に掲げる補助事業としない。

- (1) 外構工事その他の自治会館等集会施設に接していない箇所に対して実施する工事
- (2) 造成工事及び建物等の取壊し又は撤去をする工事
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助金又は本市の他の要綱の規定による補助金の交付を受けている工事
- (4) 過剰な設備の設置工事、不適格な用地の取得その他市長が不相当と認めるもの
(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる補助事業にあつては自治連、同項第7号に掲げる補助事業にあつては次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 5つ以上の自治会により構成された組織
- (2) 当該組織に加入する自治会の区域内の人口の合計が10,000人以上の組織
- (3) 当該自治会の区域内の人口が10,000人以上の自治会
(補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

(申請等)

第6条 申請者は、大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付申請書に大和市地域コミュニティ活動支援補助金補助事業計画書及び別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、

大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第6条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（別表第1、2の項に規定する自治会館等集会施設補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び同表4の項に規定する地域防犯活動支援補助金により取得した車両に限る。）（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（用地にあっては、24年）を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 取得財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 第3条第1項第2号及び第4号から第6号までに掲げる補助事業にあっては、当該間接補助を行う相手方に対し、この要綱の規定に基づく補助金の額を交付すること。

2 自治連が間接補助を行うときは、当該間接補助を行う相手方に対し、この要綱の趣旨を理解させ、並びに前項第1号から第4号までに掲げる事項及び第13条の規定による書類の整備等を、当該間接補助の交付条件として付さなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に補助事業の計画の変更（中止を含む。）をしようとするときは、大和市地域コミュニティ活動支援補助金変更申請書に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長がその提出を不要であると認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大和市地域コミュニティ活動支援補助金実績報告書に別に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるとき

は補助金の額を確定して、大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付額確定通知書に基づく正当な請求書を受領した日から30日以内に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、第7条の規定により決定された額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により概算払をした場合は、第8条の規定による実績報告に基づき精算する。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱(平成18年大和市告示第114号)

(2) 大和市自治会活性化事業補助金交付要綱(平成20年大和市告示第58号)

(3) 大和市自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金交付要綱(平成30年大和市告示第46号)

(4) 大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱(平成20年大和市告示第51号)

(大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱等の廃止に伴う経過措置)

3 施行日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定により交付した補助金の返還については、なお従前の例による。

(地域活性・持続可能化支援補助金に関する経過措置)

4 別表第1、7の項備考の欄の規定は、令和6年度中に附則第2項の規定による廃止前の大和市自治会活性化事業補助金交付要綱の規定による補助金の申請を行った同要綱第2条に規定する連

合自治会等については、令和10年3月31日までの間は適用しない。

別表第1（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	備考
1 第3条第1項第1号に掲げる事業に対する自治会連絡協議会運営補助金	人件費、事業費その他の自治連の運営に必要な経費	別に定める額	
2 第3条第1項第2号に掲げる事業に対する自治会館等集会施設補助金	自治会館等集会施設の新築又は自治会館等集会施設のための用地購入に必要な経費（仲介手数料、登記に要する費用、収入印紙代、諸手続等に要する費用を除く。以下この項において同じ。）（経費の実支出額が300,000円以上のものに限る。）として交付する補助金	左欄に規定する経費の実支出額に100分の50を乗じて得た額又は12,000,000円のいずれか少ない方の額	(1) 自治会館等集会施設補助金を財源とする間接補助を受けた自治会に対する補助金の額は、当該間接補助をした日が属する年度から5年間は、別に定める額を上限とする。
	自治会館等集会施設の増築、改築、改修、改装又は修繕（以下この項において「増築等」という。）に必要な経費（経費の実支出額が300,000円以上のものに限る。）として交付する補助金	左欄に規定する経費の実支出額に100分の35を乗じて得た額又は3,000,000円のいずれか少ない方の額	(2) 自治会館等集会施設の増築等及び耐震診断等を同時に行う場合にあっては、補助金の額は、増築等に必要な経費の実支出額に
	自治会館等集会施設の耐震診断（当該自治会館等集会施設の新築工事の着手が昭和56年5月31日以前であるもので	左欄に規定する経費の実支出額に100分の80を乗じて得た額又は3,000,000円の	100分の35を乗じて得た額及び耐震診断等に必要な経費の実支出額

<p>あつて、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者が行うものに限る。以下この項において同じ。）又は耐震改修工事（耐震診断を実施し、かつ、耐震診断を行った結果、木造の場合、総合評点が1.0未満と診断され、改修後の総合評点が1.0以上とし、非木造の場合、総合評点が0.6未満と診断され、改修後の総合評点が0.6以上とするもの）に限り、工事管理等及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。以下この項において同じ。）（以下この項において「耐震診断等」という。）に必要な経費として交付する補助金</p>	<p>いずれか少ない方の額</p>	<p>に100分の80を乗じて得た額を合計した額又は3,000,000円のいずれか少ない方の額とする。</p>
<p>自治会館等集会施設の土地賃借に係る経費として交付する補助金</p>	<p>左欄に規定する経費の実支出額に100分の50を乗じて得た額又は当該土地面積の固定資産税及び都市計画税を合算した額のいずれか少ない方の額</p>	

	自治会館等集会施設の建物賃借に係る経費として交付する補助金	左欄に規定する経費の実支出額に100分の50を乗じて得た額（1月あたり30,000円を上限とする。）	
3 第3条第1項第3号	自治会掲示板の新設、撤去、建替、移設、修繕等に必要経費に掲げる事業に対する自治会掲示板設置改修費補助金	左欄に規定する経費の実支出額とし、自治会掲示板1基あたり300,000円を上限とする。	
4 第3条第1項第4号	自治会において青色防犯パトロールに使用する車両の燃料費として交付する補助金	1台あたり30,000円	補助の対象となる車両は、1自治会あたり各年度5台を上限とする。
	自治会において青色防犯パトロールに使用する車両（車体の色が概ね上半分を白色、下半分を黒色とした車両に限る。）の自動車保険料及び駐車場賃借料として交付する補助金	1台あたり50,000円	
	自治会において青色防犯パトロールに使用する車両の購入費として交付する補助金	200,000円	
5 第3条第1項第5号	会議費、事業費その他の自治会を運営するために必要な経費として交付する補助金	次の各号に掲げる当該自治会に加入する世帯の数に応じ、当該各号に定める額 (1) 1世帯から100世	当該自治会に加入する世帯の数は、会費を徴収する自治会にあっては当該自治会における前

運営補助金

帯まで 40,000円	年度の決算書に記載された会費収入
(2) 101世帯から 200世帯まで 45,000円	で計上された当該自治会に加入する世帯の数と、会費を
(3) 201世帯から 300世帯まで 55,000円	徴収しない自治会にあっては当該自治会に加入する意
(4) 301世帯から 400世帯まで 60,000円	思が確認できる区域内の世帯(書類等
(5) 401世帯から 500世帯まで 70,000円	によって当該意思が確認できるものに限る。)の数とする。
(6) 501世帯から 600世帯まで 80,000円	
(7) 601世帯から 700世帯まで 90,000円	
(8) 701世帯から 800世帯まで 110,000円	
(9) 801世帯から 900世帯まで 130,000円	
(10) 901世帯から 1,000世帯まで 155,000円	
(11) 1,001世帯か	

ら1, 100世帯ま
で 180, 000
円

(12) 1, 101世帯か
ら1, 200世帯ま
で 190, 000
円

(13) 1, 201世帯か
ら1, 300世帯ま
で 200, 000
円

(14) 1, 301世帯か
ら1, 400世帯ま
で 210, 000
円

(15) 1, 401世帯か
ら1, 500世帯ま
で 220, 000
円

(16) 1, 501世帯か
ら1, 600世帯ま
で 230, 000
円

(17) 1, 601世帯か
ら1, 700世帯ま
で 240, 000
円

(18) 1, 701世帯か
ら1, 800世帯ま
で 250, 000

		<p>円</p> <p>(19) 1, 801世帯から1, 900世帯まで 260, 000円</p> <p>(20) 1, 901世帯から2, 000世帯まで 270, 000円</p> <p>(21) 2, 001世帯以上 280, 000円</p>	
6 第3条第1項第6号	自治会が地域全体に対して行う防災、交通安全、環境、福祉、防犯活動等の事業の実施に必要な経費として交付する補助人口割補助金	当該年度の4月1日における当該自治会の区域内の住民基本台帳人口に50を乗じて得た額	
7 第3条第1項第7号	地域住民の交流を促進し地域を活性化させる特色ある事業を行うために必要な経費	左欄に規定する経費の実支出額に100分の50を乗じて得た額又は100, 000円のいずれか少ない方の額	同一の自治会が属する組織が複数あるときは、同一年度においては、いずれかの組織しか申請できないものとする。
持続可能化支援補助金	持続可能な地域コミュニティづくりを目的とした事業を行うために必要な経費	左欄に規定する経費の実支出額に100分の50を乗じて得た額又は200, 000円のいずれか少ない方の額。ただし、同一事業への補助は連続する3年度を上限	

	とする。	
--	------	--

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第 2（第 1 4 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金補助事業計画書	第 6 条
第 3 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付決定通知書	第 7 条及び第 1 2 条
第 4 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金変更申請書	第 9 条
第 5 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付変更通知書	第 9 条
第 6 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金実績報告書	第 1 0 条
第 7 号様式	大和市地域コミュニティ活動支援補助金交付額確定通知書	第 1 1 条